

IASB の動向 (2021年2月～2021年4月)

ASBJ 専門研究員 **みつ の 光野** **そういちろう 聡一郎**

I. 基準等の公表

1. IASB が、会計方針の開示を改善し、会計方針と会計上の見積りとの区別を明確化するための IFRS 基準の修正を公表 (2021年2月12日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、「会計方針の開示」(IAS 第1号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の修正)を公表した。本修正は、IAS 第1号及び IFRS 実務記述書第2号に対する狭い範囲の修正であり、投資家その他の主要な財務諸表利用者により有用な情報を提供できるように、企業が会計方針の開示を改善することに資することを目的としている。IAS 第1号の修正は、重要な (significant) 会計方針ではなく、重要性がある (material) 会計方針を開示することを企業に要求している。IFRS 実務記述書第2号の修正は、重要性の概念を会計方針の開示に適用する方法についてのガイダンスを示している。

また、IASB は、「会計上の見積りの定義」(IAS 第8号の修正)を併せて公表した。本修正は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」において、会計上の見積り及び会計方針の変更の定義を明確化することで、

これらの区分を容易に行えるようにすることを目的としている。この区分が重要であるのは、会計上の見積りの変更は将来の取引及びその他の将来の事象のみに将来に向かって適用される一方で、会計方針の変更は一般的には過去の取引及びその他の過去の事象に遡及適用されるからである。

詳細については、本誌100項の「IFRS 基準の狭い範囲の修正『会計方針の開示』(IAS 第1号及び IFRS 実務記述書第2号の修正)の解説」及び本誌104項の「IFRS 基準の狭い範囲の修正『会計上の見積りの定義』(IAS 第8号の修正)の解説」を参照いただきたい。

2. IASB が Covid-19 に関連した賃料減免についての借手の会計処理に対する支援を延長 (2021年3月31日)

IASB は、「2021年6月30日より後の Covid-19 に関連した賃料減免 (IFRS 第16号の修正)」を公表し、Covid-19 (新型コロナウイルス感染症)に関連した賃料減免の借手の会計処理を支援するために2020年に公表した IFRS 第16号「リース」の修正の適用期間を1年延長することとした。

当初の修正は、2020年5月に、Covid-19 に関連した賃料減免 (賃料の免除や一時的な賃料減額など)を借手が会計処理することを容易に

しつつ、リースに関する有用な情報を投資者に引き続き提供するために公表され、2021年6月30日以前に期限が到来するリース料のみを減額する賃料減免に適用されていた。その後も、Covid-19パンデミックが依然として高レベルである中、IASBは、利害関係者からの要望に対応するため、2022年6月30日以前に期限が到来するリース料のみを減額する賃料減免を対象とするように救済措置を拡張することとした。

今回の修正は、2021年4月1日以後開始する事業年度に適用される。

詳細については、本誌116項の「IFRS基準書『2021年6月30日より後のCovid-19に関連した賃料減免（IFRS第16号の修正）』の解説」を参照いただきたい。

II. 公開草案等の公表

1. IASBが、財務諸表注記におけるコミュニケーションを改善するための道を開く新しいアプローチを提案（2021年3月25日）

IASBは、公開草案（ED/2021/3）「IFRS基準における開示要求一試験的アプローチ IFRS第13号及びIAS第19号の修正案」を公表し、IFRS基準における開示要求の開発に対する新しいアプローチ並びに公正価値測定及び従業員給付に関する基準のための新たな開示要求について公開協議を開始した。本公開草案へのコメント期限は、2021年10月21日となっている。

財務諸表における注記は、目的適合性のある情報が過少である、目的適合性のない情報が過多である、情報の開示が効果的でない場合があり、これらは通常、効果的な判断が適用されずにIFRS基準の要求事項がチェックリストのように扱われている場合に生じることが利害関係者から指摘されている。

こうした中、これらの問題への対処にIASBの支援を求める利害関係者からの要望を受けて、IASBはIFRS基準における開示要求の開発に対する新しいアプローチを提案した。このアプローチを使用して開発される開示要求は、企業や監査人等がより効果的な重要性の判断を行うことを可能にし、投資者に対してより有用な開示を提供することが意図されている。

この新しいアプローチは、IASBが個々の基準書における開示要求を開発する際に使用するためのガイダンス案として示されており、このガイダンスの適用にあたっては、IASBは次のことを目的としている。

- 投資者の関与を増大させて、IASBが投資者の情報ニーズを深く理解し、それらのニーズを基準書において明確に説明するようにする。
- 開示要求の目的をもっと目立たせるようにし、企業が判断を適用して記述された投資者のニーズを満たすための情報を提供することを要求する。
- 具体的な情報を開示する要求事項を最小限にし、その代わりに、企業が重要性がある情報のみを開示することに焦点を当てるのに役立つ。

IASBは、この新しいアプローチを2つのIFRS基準書（IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」）を使ってテストし、本公開草案において、それらの基準書における開示要求の修正案を提案している。

詳細については、本誌108頁の「開示に関する取組み：IASB公開草案『IFRS基準における開示要求一試験的アプローチ IFRS第13号及びIAS第19号の修正案』の解説」を参照いただきたい。

2. IASB が「第 3 次アジェンダ協議」を開始 (2021 年 3 月 30 日)

IASB は、2022 年から 2026 年の IASB の作業計画の策定に向けて、活動及び新規プロジェクトの優先順位等について意見を求めるため、情報要請「第 3 次アジェンダ協議」を公表した。IASB が 5 年計画の作成に役立てるためにアジェンダ協議を通じて公開協議をしたのは、これが 3 度目となる。本情報要請へのコメントの期限は、2021 年 9 月 27 日となっている。

IASB は、他の活動（基準の一貫した適用の支援など）に費やす時間と比較して、新たな IFRS 基準書の開発に対してどの程度時間を費やすべきかなどの戦略的方向性と活動のバランスや、優先すべき財務報告上の論点及びプロジェクトを作業計画に追加するための判断基準などについて意見を求めている。

IASB は、2022 年から 2026 年までの期間中の IASB の稼働能力 (capacity) の一部を、すでに進行中のプロジェクトの完成と、最近公表した IFRS 基準書が意図したように機能しているかどうかを評価する適用後レビューに投入する予定であるが、いくつかの新規プロジェクトにも稼働能力を投入する余地があることを見込んでいる。

なお、IFRS 財団の評議員会が、サステナビリティ報告基準を設定するための新たな審議会を設置すべきかどうかを検討中であるが、今回のアジェンダ協議では、現在の IASB の業務の範囲に関連する場合を除いては、サステナビリティ報告に関する問題についてのフィードバックは求めている。

詳細については、本誌 119 頁の「『第 3 次アジェンダ協議』の概要」を参照いただきたい。

3. IASB が、外国為替レートが存在しない場合の会計処理を示す修正を提案 (2021 年 4 月 20 日)

IASB は、公開草案 (ED/2021/4) 「交換可能性の欠如」を公表し、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正案について公開協議を開始した。この修正案は、通貨が他の通貨に交換できるかどうか及び通貨が交換できない場合にどのような会計処理を提供すべきかを企業が決定するのに役立てることを目的としている。本公開草案へのコメント期限は、2021 年 9 月 1 日となっている。

IAS 第 21 号は、企業が外貨建取引又は在外営業活動体の業績を異なる通貨で報告する場合に使用する為替レートを示しているが、当該基準書は、企業が使用できる観察可能な為替レートがない場合（通貨が外貨に転換できない場合など）に使用すべき為替レートについては示していない。今回の修正案は、この状況が企業に当てはまるかどうか及びその場合に適用すべき会計処理を企業が識別するのに役立つものとされている。

この修正案は、通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかの判定、及び、交換可能でない場合に使用すべき為替レート及び提供すべき開示の決定に対する一貫したアプローチを要求することによって、投資者に提供される情報の有用性を改善することが見込まれている。

詳細については、本誌 123 項の「IASB 公開草案『交換可能性の欠如』(IAS 第 21 号の修正案)」を参照いただきたい。

4. IFRS 財団評議員会が、提案している新しいサステナビリティ基準審議会への制度的準備を公表 (2021 年 4 月 30 日)

IFRS 財団の評議員会は、新しい国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) を IFRS 財団のガバナンス構造の中で設置する可能性に対応す

るために、公開草案 (ED/2021/5) 「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の目的を絞った修正案」を公表し、公開協議を開始した。評議員会は、ISSB の設置及び運営の可能性に対応するための当財団の定款の修正案に対するフィードバックを求めており、この修正案には、当財団の目的の改訂及び ISSB のための制度的準備が含まれている。本公開草案へのコメント期限は、2021 年 7 月 29 日となっている。

また、評議員会は、サステナビリティ報告に関する 2020 年 9 月の公開協議への反応と、評議員会が当該フィードバックにどのように対応したのかを要約した包括的なフィードバック・ステートメントを併せて公表した。当該公開協議に対しては合計 577 件の回答が世界中の組織及び個人から提出され、そのフィードバックでは、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズに緊急性があることや、IFRS 財団が当該基準の開発において役割を果たすことについて幅広い支持があることが確認された。

Ⅲ. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会会議

IASB の会議は、テレビ会議により 2021 年 2 月 16 日から 17 日、3 月 23 日から 24 日、及び 2021 年 4 月 27 日から 28 日に開催された。これに加えて、補助的な会議が 2 月 4 日及び 3 月 10 日にテレビ会議により開催された。

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2021 年 2 月 2 日、3 月 16 日及び 4 月 20 日にテレビ会議により開催された（詳細については、本誌 128 頁の「2021 年 2 月、3 月及び 4 月の IFRS-IC 会議における議論の状況」及び本誌 133 頁の「IFRS-IC 会議 (2021 年 2 月、3 月及び 4 月) 出席報告」を参照いただきたい。)

Ⅳ. その他の IASB 関連会議

- 2021 年 2 月 23 日、4 月 13 日及び 5 月 11 日 IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) (テレビ会議) (詳細については、本誌 140 頁の「IFRS-AC 会議 (2021 年 2 月、4 月及び 5 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2021 年 3 月 11 日 IASB の代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC) との会議 (テレビ会議) (詳細については、本誌 148 頁の「CMAC 会議 (2021 年 3 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2021 年 3 月 12 日 IASB の代表者と世界作成者フォーラム (GPF) との会議 (テレビ会議) (詳細については、本誌 154 頁の「GPF 会議 (2021 年 3 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2021 年 3 月 18 日から 19 日 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議 (テレビ会議) (詳細については、本誌 88 頁の「2021 年 3 月開催 ASAF 会議報告」を参照いただきたい。)